

行政からの連絡事項

2019年7月8日（月）

防災管理者等研修会・コンビナート事業所保安対策推進連絡会

神奈川県 暮らし安全防災局 防災部 工業保安課

- ◆ 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)の一部改正について
- ◆ 異常現象発生時の通報について
- ◆ 2019年度
石油コンビナート等災害情報受伝達訓練
- ◆ 2019年度
(一社)神奈川県高圧ガス保安協会委託事業
- ◆ 立入検査について

- ◆ **高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)の一部改正について**
- ◆ 異常現象発生時の通報について
- ◆ 2019年度
石油コンビナート等災害情報受伝達訓練
- ◆ 2019年度
(一社)神奈川県高圧ガス保安協会委託事業
- ◆ 立入検査について

改正の概要①

高圧ガス製造事業者による定期自主検査について、
期間設定の考え方が示された。

(20190308保局第1号 平成31年3月15日)

【実施時期】

事業者の個別事情に応じて合理的に設定

【例】

保安検査の実施時期に対応して、定期自主検査
の実施日を設定

前回実施時期から前後 1 か月
(認定事業者は 3 か月) の猶予期間

■ 関連URL

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2019/3/20190315.html



**液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドに関する
技術基準を整備。**

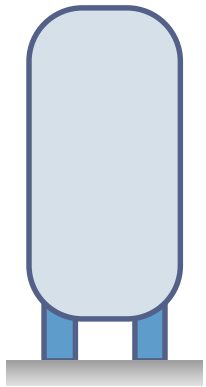
■ 関連URL

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2019/3/20190329-k.html

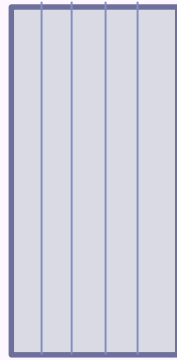
主な技術基準の内容を、次のスライドで。

液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドって？

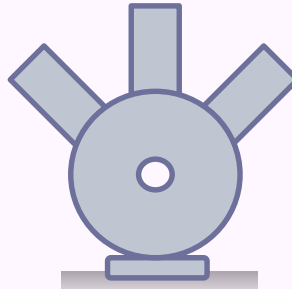
液化水素貯蔵型



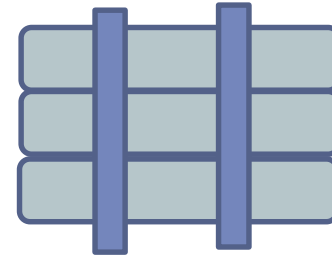
液化水素貯槽



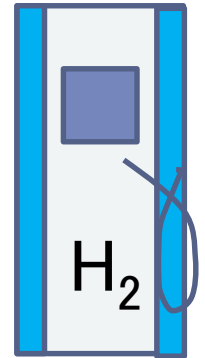
蒸発器
(低圧)



圧縮機



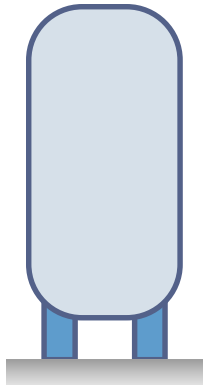
蓄圧器



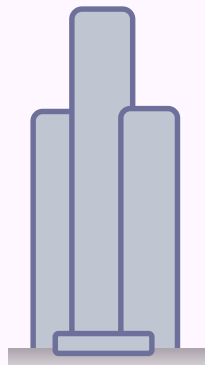
ディスペンサ-



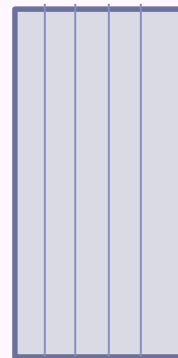
昇圧型
液化水素ポンプ



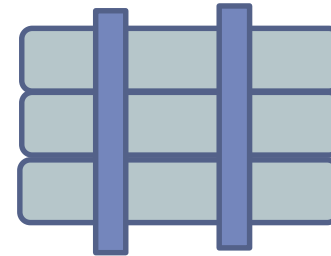
液化水素貯槽



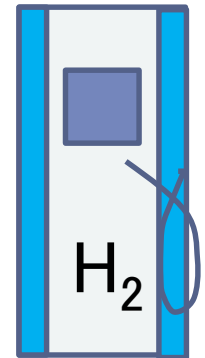
液化水素ポンプ



蒸発器
(高圧)



蓄圧器



ディスペンサ-

改正の概要②

液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドに関する技術基準を整備。

【主な内容】

◇施設と敷地境界との間で**確保すべき距離を規定**

液化水素の通る部分の常用圧力が、

40MPaを超える部分:10メートル

1MPa以上40MPa以下:9メートル

液化水素貯蔵型の場合よりも長い距離を確保

改正の概要②

液化水素ポンプ昇圧型圧縮水素スタンドに必要な安全措置規定の技術基準への追加

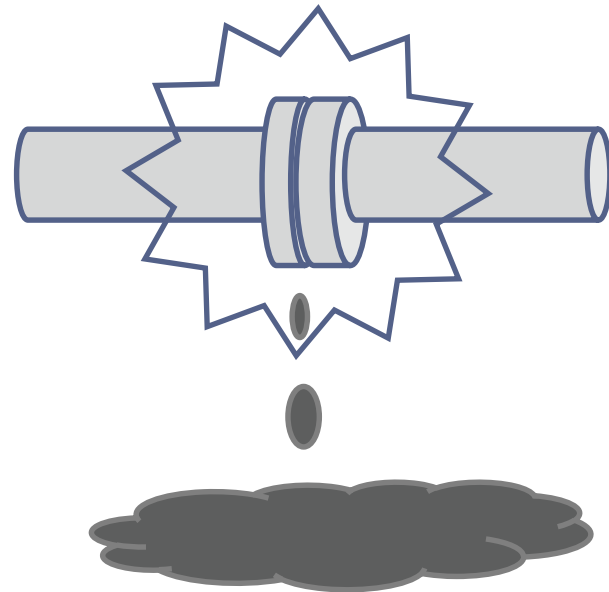
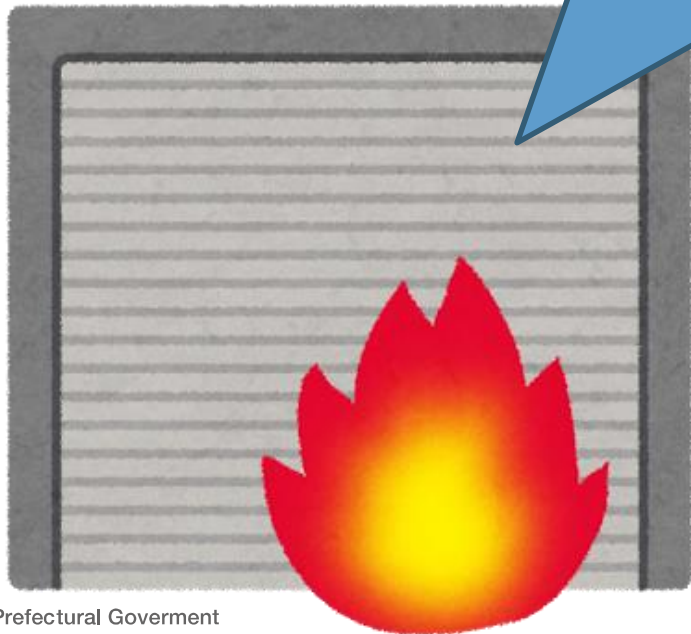
【例えば】

- ◇常用圧力の高い液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器から、常用圧力の低い蓄圧器に圧縮水素が流入する事を防止する措置
- ◇液化水素昇圧ポンプとディスペンサーとの間に障壁を設置すること 等

- ◆ 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)の一部改正について
- ◆ **異常現象発生時の通報について**
- ◆ 2019年度
石油コンビナート等災害情報受伝達訓練
- ◆ 2019年度
(一社)神奈川県高圧ガス保安協会委託事業
- ◆ 立入検査について

異常現象とは…

特定事業所における出火、
石油等の漏洩その他異常な現象



異常現象の通報

特定事業所における事業実施の統括管理者は
異常現象の発生について通報を受けた場合、

直ちにその旨を消防署等に通報

しなければなりません。（石災法第23条）

異常現象かどうか
迷ったら **まず通報を！**



- ◆ 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)の一部改正について
- ◆ 異常現象発生時の通報について
- ◆ **2019年度**
石油コンビナート等災害情報受伝達訓練
- ◆ 2019年度
(一社)神奈川県高圧ガス保安協会委託事業
- ◆ 立入検査について

災害発生時の対応

地震・津波発生時における石油コンビナート施設 被害状況等把握マニュアル (平成25年6月19日施行)

目的	地震、津波等による施設被害を迅速に把握し、防災関係機関が情報共有することで、災害時の防災体制の強化を図る。
対象災害	特別防災区域で <u>震度5弱以上観測</u> 、又は <u>津波警報等の発令</u> ※異常現象など、他法令で通報義務がある事象を除く。
対象施設	高圧ガス施設、危険物施設、毒物・劇物取扱施設、その他 ※石災法第2条第4号及び第5号に定める第1種事業所及び第2種事業所（特定事業所）内に設置する施設に限る。

➤ 参考 (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/cnt/f5050/p673464.html>)

被害状況の報告

マニュアルに基づく被害状況報告の流れ（イメージ）

震度 5 弱以上
を観測

- ◆第1報（地震発生1時間以内）
 - ◆第2報（地震発生2日以内）
- ※以降、状況変化があれば適宜報告
（ただし、津波は警報解除後に報告）

職員の安全確認後、
所内の対象設備等の
被害状況を把握

被害状況を報告

特定事業所

所在地の
消防本部

訓練へのご協力をお願い

石油コンビナート災害情報受伝達訓練の概要

■ 日時

2019年8月20日（火）午前中

■ 参加機関

神奈川県くらし安全防災局、横浜市、川崎市、
各特定事業所、各地区共同防災協議会等

■ 方法

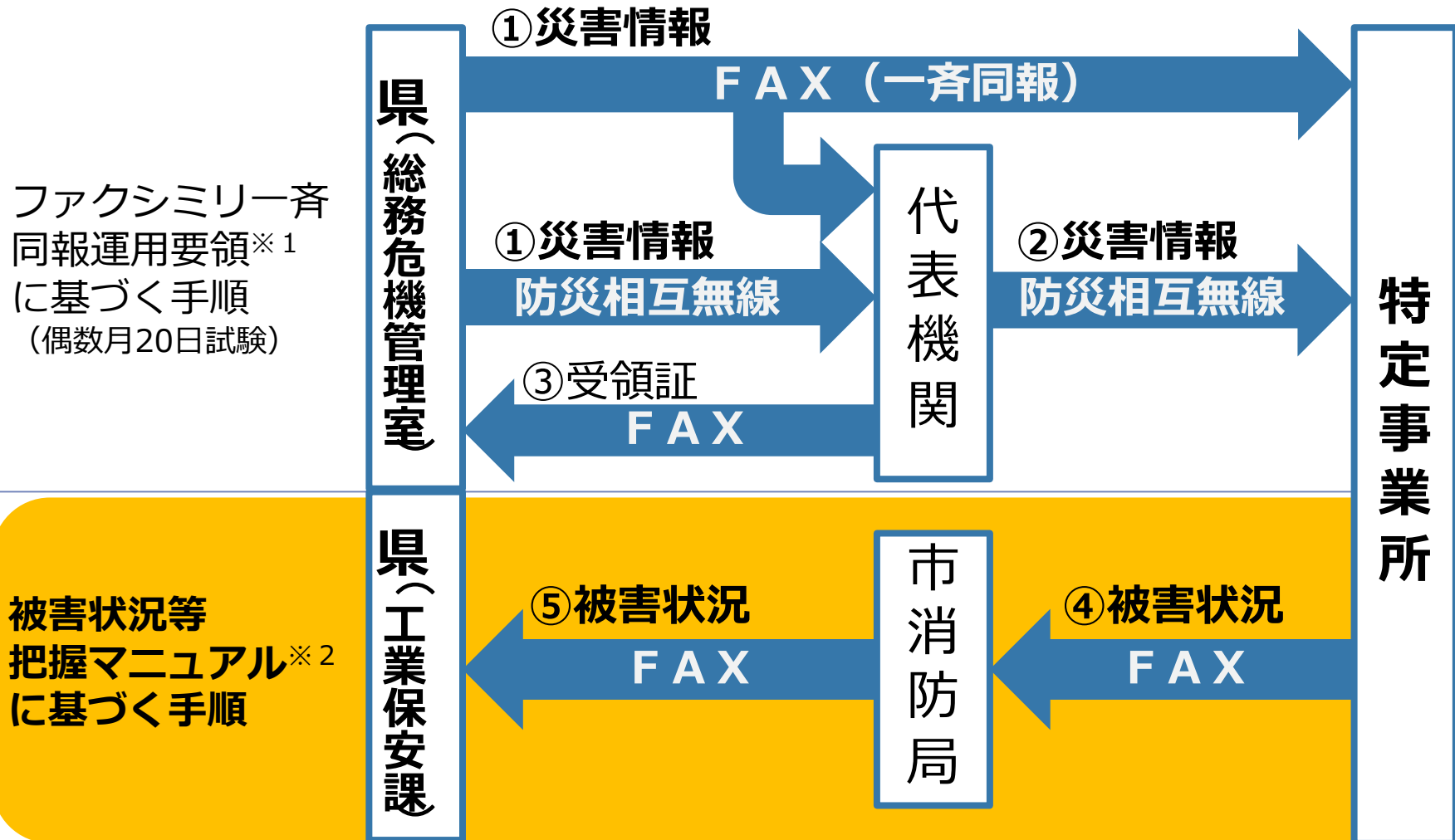
F A X及び無線による情報受伝達を実施し、
災害発生時の初動対応を確認する。

■ 被害想定

- ・ 平日昼間にコンビナート地域で震度 5 弱を観測
- ・ 津波の発生のおそれなし

訓練へのご協力をお願い

情報受伝達訓練の流れ（イメージ）



- ◆ 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)の一部改正について
- ◆ 異常現象発生時の通報について
- ◆ 2019年度
石油コンビナート等災害情報受伝達訓練
- ◆ **2019年度**
(一社)神奈川県高圧ガス保安協会委託事業
- ◆ 立入検査について

高圧ガス保安協会への委託事業

石油コンビナート等特別防災区域における保安対策の促進を図るため、(一社)神奈川県高圧ガス保安協会の協力を得て各種実態調査や技術資料作成を実施

＜直近の実績＞

2016年度	高圧ガス球形貯槽脚柱の腐食対策
2017年度	石油コンビナート事業所における緊急移送設備の能力及び運転管理に係る実態調査
2018年度	コンビナート事業所及び特定事業所における保安設備の地震・津波対策に係る実態調査

今年度の委託事業

コンビニート事業所・特定事業所における 保安設備の地震・津波対策に係る実態調査

<事業の概要>

2018年度の県調査により、

- 消防システム（消防ポンプ・消防水配管等）の液状化対策
 - 緊急車両の動線となる構内防災道路の液状化
- において、特に対策・検討が進んでいないことを確認。



- 調査対象を県内外の事業所に拡大した実態調査を行い、各事業所が今後取組むべき対策やその進め方、対策事例を取りまとめる。
- 調査で把握した、地震・津波対策が進んでいない理由や対応策を調査・検討する。



- ◆ 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)の一部改正について
- ◆ 異常現象発生時の通報について
- ◆ 2019年度
石油コンビナート等災害情報受伝達訓練
- ◆ 2019年度
(一社)神奈川県高圧ガス保安協会委託事業
- ◆ **立入検査について**

2018年度の立入検査結果

■ 対象

高圧ガス保安法 29事業所

石油コンビナート等災害防止法 37事業所

■ 時期 2018年9月～10月及び2019年2月

■ 調査内容

○高圧ガス保安法

製造設備の取替工事を行う場合の変更管理の方法
や関連規定の見直し状況を確認

○石油コンビナート等災害防止法

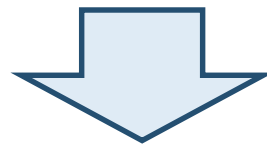
防災規程等における防災管理者の設置や異常現象
の対応策への規定状況を確認

2018年度の立入検査結果

■ 結果

(高圧ガス保安法)

- 製造設備の取替工事を行う場合の変更管理について、各事業所で適切な管理体制を有していた。
- 危害予防規程の関連規程の見直し状況について、随時または定期的に変更を行う等、適切に管理していた。



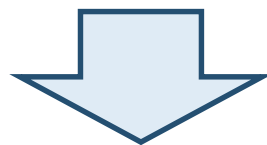
引き続き、適切な変更管理、定期的な危害予防規程の見直しをお願いします。

2018年度の立入検査結果

■ 結果

(石油コンビナート等災害防止法)

- 防災管理者等の設置・見直しや異常現象への対応策について、防災規程等により、適切な運用体制を整えていた。
- 発災時の対応、事故原因の究明分析、再発防止対策等について、多くの事業所で防災規程、防災活動マニュアル等に基づき、運用していた。



一方、原因分析や再発防止策には、事業所間でレベル差がある。。。

事業所の優良事例

直接的な原因
(FTA分析)

間接的な原因
(TRIPOD分析)

潜在要因を抽出

根本原因の明確化

再発防止対策

2019年度の立入検査方針

■ **時期** 2019年9月～（予定）

■ **内容**

○ 高圧ガス保安法

保温材、保冷剤及び防食テープ内部など、点検の目が届きにくい箇所の配管で事故が多発したことから、事業所における点検・管理方法等を確認し、優良事例を把握する

○ 石油コンビナート等災害防止法

予防対策取組状況調査のうち、事業所における最悪の事態の想定と具体的な対応内容を確認する